

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	880円	550円	550円 (380円)※1	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金(遺族・障害年金)収入額が80万円以下の人	880円	550円	550円 (480円)※1	430円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金(遺族・障害年金)収入額が80万円以上120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)※1	430円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金(遺族・障害年金)収入額が120万円超の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)※1	430円	1,360円	1,300円
(参考)基準費用額※2		2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)※1	437円 (915円)※1	1,445円	

※1:介護老人福祉施設と短期入所生活介護(介護予防含む)及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用した場合は()内の金額となります。

※2:基準費用額は、国が定める食費・居住費の標準的な額となります。負担限度額認定を受けていない方については、利用者と施設との契約により定められますので、利用される施設により異なります。

(R6.8.1以降)